

近運自貨第388号の2

令和元年10月1日

公益社団法人 和歌山県トラック協会会長 殿

近畿運輸局長



一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更
認可申請事案に係る標準処理期間について（近運自貨公示第3号 平成15年2
月28日付け）の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を一部改正したので、了知されるとともに傘下会員
に対して周知願います。

制 定 平成15年 2月28日 近運自貨公示第3号
一部改正 令和 元年10月 1日 近運自貨公示第3号

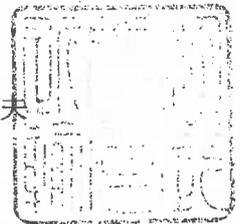
公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可
及び事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
事案についての標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

令和元年10月1日

近畿運輸局長 八木 一夫



記

1. 一般貨物自動車運送事業の許可
3～5ヶ月（特別積合せ貨物運送を行う場合にあつては、4～6ヶ月）
2. 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可
 - (1) 運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という。）権限に係るもの
1～3ヶ月
 - (2) その他のもの
1～4ヶ月
3. 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
4. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
1～3ヶ月

5. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
1～3ヶ月
6. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
1～3ヶ月
7. 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
8. 特定貨物自動車運送事業の許可
2～4ヶ月
9. 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更認可
1～3ヶ月
10. 運輸支局長等から近畿運輸局長への進達
5～10日
11. 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

3. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則

1. 平成15年2月28日 制定

この処理方針は、平成15年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、平成6年9月1日付「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請時案に係る標準処理期間について」、平成6年10月1日付「一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可申請時案に係る標準処理期間について」は、平成15年3月31日限りで廃止する。

2. この処理方針は、令和元年11月1日以降に近畿運輸局管内の運輸支局又は神戸運輸監理部において受理した申請について適用する。

○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について（平成15年2月28日付け近運自貨公示第3号）

新	旧
<p>制 定 平成15年2月28日 近運自貨公示第3号 一部改正 令和元年10月1日 近運自貨公示第3号</p> <p>公 示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請事案を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>令和元年10月1日</p> <p>近畿運輸局長 八木 一夫</p> <p>記</p> <p>1. 一般貨物自動車運送事業の許可 3～5ヶ月（特別積合せ貨物運送を行う場合は、4～6ヶ月）</p> <p>2. 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可 （1）運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という。）権限に係るもの 1～3ヶ月 （2）その他のもの 1～4ヶ月</p> <p>3. 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可</p>	<p>制 定 平成15年2月28日 近運自貨公示第3号</p> <p>公 示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請事案を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成15年2月28日</p> <p>近畿運輸局長 梶原 景博</p> <p>記</p> <p>1. 一般貨物自動車運送事業の許可 3～4ヶ月（特別積合せ貨物運送を行う場合は、4～5ヶ月）</p> <p>2. 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可 （1）運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という。）権限に係るもの 1～2ヶ月 （2）その他のもの 1～3ヶ月</p> <p>3. 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可</p>

1～4ヶ月

4. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
1～3ヶ月

5. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
1～3ヶ月

6. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
1～3ヶ月

7. 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月

8. 特定貨物自動車運送事業の許可
2～4ヶ月

9. 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更認可
1～3ヶ月

10. 運輸支局長等から近畿運輸局長への進達
5～10日

11. 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

3. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間

②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則

1. 平成15年2月28日 制定

この処理方針は、平成15年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
なお、平成6年9月1日付「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許

1～3ヶ月

4. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
1～2ヶ月

5. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
1～2ヶ月

6. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
1～2ヶ月

7. 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
1ヶ月

8. 特定貨物自動車運送事業の許可
2～3ヶ月

9. 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更認可
1～2ヶ月

10. 運輸支局長から地方運輸支局長への進達
5～10日

(新設)

(新設)

附 則

1. 平成15年2月28日 制定

この処理方針は、平成15年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
なお、平成6年9月1日付「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許

可及び事業計画変更認可申請時案に係る標準処理期間について、平成6年10月1日付「一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可申請時案に係る標準処理期間について」は、平成15年3月31日限りで廃止する。

2. この処理方針は、令和元年11月1日以降に近畿運輸局管内の運輸支局又は神戸運輸監理部において受理した申請について適用する。

可及び事業計画変更認可申請時案に係る標準処理期間について、平成6年10月1日付「一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可申請時案に係る標準処理期間について」は、平成15年3月31日限りで廃止する。